

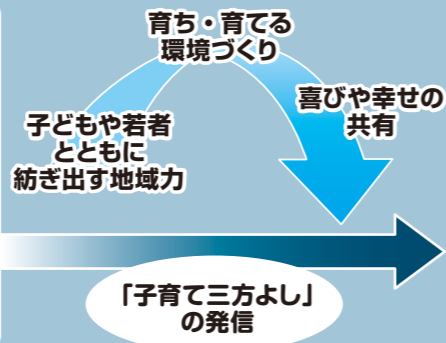
淡海子ども・若者プラン（概要）

～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～

基本理念

子どもや若者とつむぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

- ### 現状と課題
- 理想の子どもの数と現実の子どもの数のギャップ
 - 子育てに対する負担感・不安感の増大
 - 児童虐待相談件数の増加
 - 子育てと家庭と地域のつながりの弱まり
 - 仕事と子育ての両立が難しい社会環境
 - インターネットや携帯電話の悪用によるトラブルや犯罪に子どもが巻き込まれる危険性の増大
 - 若者の社会的自立をめぐる課題の深刻化
 - 離婚による母子家庭の増加
 - 一般世帯よりも低い母子家庭の母の勤労収入など



次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現

子ども・若者が、自らが持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力を育み、たくましく生きることができる。

保護者が、仕事と家庭・地域生活の両立など、多様な生き方が受け入れられ、幸せを感じながら、責任を持って子どもを育てることができる。

子ども・若者の育成を通じて、全ての世代が生き生きと輝く、个性的で活力のある地域が生まれる。

子育て三方よし

子によし

親によし

世間によし

施策の基本的視点

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目のない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

4つの施策の柱と主な取り組み

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

- 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
・社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
・よりよい家庭環境づくりや子どもの人権を尊重していくための意識づくり

- 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発や職場環境の整備

- 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
・公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や犯罪のないまちづくりの推進

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

乳幼児期
（～6歳）
生まれる前から

- 子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実
・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
・小児救急医療体制の充実
- 地域における子育て支援の充実
・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の促進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
・「子育て三方よしコミュニティ」づくりの推進
・保育の量の拡充と質の向上、延長保育、病児・病後児保育、家庭的保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- 幼児期における教育の充実
・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
・認定こども園の設置促進

青年期
（おおむね18歳～30歳）

- 社会への参画促進
・自立や社会性を獲得する機会の提供や自立支援のためのネットワークづくり
- 若者の就職支援の充実
・職業能力開発の支援
・就職の支援や就業機会の拡大

学童期
（6～12歳）

- 地域における子育て支援の充実
・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
・子どもたちの遊ぶ機会や場の確保、自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実
- 「生きる力」を育む学校教育等の充実
・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- 子どもの安全確保に向けた取り組みの推進
・スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動支援
・子ども自身の危機回避能力の育成

思春期
（12～おおむね18歳）

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
・思春期保健対策の充実
・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- 「生きる力」を育む学校教育等の充実
・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- 自立に向けた意識づくりと就業支援
・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

生まれる前から自立までの切れ目のない施策の推進

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

- 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進
・児童虐待防止総合対策の推進
- DV（配偶者からの暴力）防止対策の充実
・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- 障害のある子どもに対する支援の充実
・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
・発達障害のある子どもに対する支援

- 外国人の子どもに対する支援の充実
・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- 非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実
・青少年の健全な育成を図るための環境整備
・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

- 真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援
・ニーズに応じた就職情報、職業あつせんおよび能力開発の支援の推進
・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出のための広報・啓発の推進
- 仕事と家庭を両立するための子育て支援
- 生活基盤である住宅の確保のための支援

- 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施
- 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり
・母子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
- ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発
・ひとり親家庭に対する相談・支援体制の充実と施策の周知徹底

計画の推進に必要な事項

① 県、市町、家庭、学校等、企業、県民の主体的な取り組み

② 県関係部局の相互連携および国、市町、企業や民間団体等との連携

③ PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）に基づく点検評価と進行管理